

兵庫県土地利用推進検討会開催要綱

1 目的

人口減少が本格化により、空家の増加や経済活動の縮小等が懸念される中、地域の魅力を創り出し、活力を高めるため、市街化調整区域等の土地利用の推進方策について、有識者等の意見を聴取する兵庫県土地利用推進検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 市街化調整区域等の土地の利用規制に関する課題
- (2) 市街化調整区域等の土地利用を推進するために必要な方策
- (3) 各号に掲げるもののほか、土地利用の推進に関し必要な事項

3 運営

- (1) 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) 検討会の開催に係る構成員の招集は企画県民部長が行う。
- (3) 構成員は、事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、あらかじめ企画県民部長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- (4) 検討会の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- (6) 企画県民部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に検討会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 謝金・旅費

- (1) 構成員及び構成員の代理人及び第3第6号に規定する者が検討会に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。
- (2) 謝金の支給については別に定める。
- (3) 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

5 委任

この要領に定めるもののほか、検討会の開催に関して必要な事項は、別に定める。

6 附則

- (1) この要綱は、令和3年10月25日から施行する。
- (2) この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表 構成員

氏名	所属・役職
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
栗山 尚子	神戸大学大学院工学研究科准教授
畑本 康介	株式会社緑葉社 代表取締役
三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部教授
中林 志郎	兵庫県商工会議所連合会専務理事
片山 象三	西脇市長
古谷 博	稲美町長

構成員の謝金（第4関係）

「兵庫県土地利用推進検討会」は、幅広い専門的知見を有する有識者等から意見を聴取するための会議であることから、構成員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、構成員に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額
座長	日額 15,500円
上記以外の構成員 (構成員の代理人及び第3第6号に規定する者を含む)	日額 12,500円